

## Client Alert

2019年2月号 (Vol.62)

1. はじめに
2. 知的財産法：日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効
3. 競争法 / 独禁法：公取委、消費者向け e コマースの取引実態に関する調査結果を公表
4. エネルギー・インフラ：再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理（第2次）
5. 労働法：改正入管法施行に向けた最新の動向
6. 会社法：会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案の公表
7. 危機管理：内部通報制度認証「自己適合宣言登録制度」の審査基準等の公表
8. 一般民事・債権管理：所有権留保と集合動産譲渡担保が競合した事案で所有権留保が優先するとした最高裁判断
9. M&A：株券発行会社において株券の提示なくして相続人による名義書換請求が認められた事例（2018年7月11日付東京高裁判決）
10. ファイナンス・ディスクロージャー：「会計監査についての情報提供の充実に  
関する懇談会」報告書の公表
11. 税務：日本-シンガポール租税条約に対する BEPS 防止措置実施条約の適用開始
12. 中国・アジア（ミャンマー）：外資サービス業への輸入ライセンスの解禁
13. 新興国（中東）：UAE における外国直接投資法の施行
14. 国際訴訟・仲裁：米国証券法等の域外適用に関する合衆国控訴裁判所の判断

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年2月号 (Vol.62) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

### 2. 知的財産法：日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効

2019年1月23日、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効しました。

日本側においては、2019年1月23日時点における欧州経済領域協定に規定された国を個人情報保護法 24 条の「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として指定し、日本から EEA（欧州経済領域）域内の第三者に対して、個人データを適法に移転することが可能になります。

## Client Alert

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\\_h31iinkaikokuji01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_h31iinkaikokuji01.pdf)

他方、EU 側においては、欧州委員会が、個人情報保護法の適用を受ける個人情報取扱事業者に対する EU からの個人データの移転について、欧州一般データ保護規則（GDPR）45 条の十分性認定を行いました。これにより、十分性認定に基づいて、EU から日本に適法に個人データの移転をすることが可能になります。

[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/draft\\_adequacy\\_decision.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/draft_adequacy_decision.pdf)

但し、EEA 域内から十分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者は、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の遵守が必要となります。

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary\\_Rules.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf)

これにより、GDPR の移転規制対応において、従前、実務的に一般的に用いられてきた SCC（標準契約条項）を締結することなく、上記補完的ルールに沿った社内規程等を整備することにより、EEA から日本に対して個人データの移転をすることが可能になりますが、SCC 等により、既にデータ移転規制に対応している場合には、引き続き、従前どおりの移転の法的根拠に依拠することも可能です。また、十分性認定はあくまで、移転規制をクリアするための法的根拠のオプションを加えるものに過ぎず、日本企業が GDPR の適用を受ける場合には、上記の移転規制以外の対応は引き続き必要です。

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ [yoshifumi.onodera@mhmjapan.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhmjapan.com)

オブ・カウンスル 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ [hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com)

### 3. 競争法 / 独禁法：公取委、消費者向け e コマースの取引実態に関する調査結果を公表

2019 年 1 月 31 日、公正取引委員会（「公取委」）は、消費者向けの e コマースの取引実態に関する調査結果について、報告書を公表しました。これは、公取委が昨年 1 月から 11 月にかけて、事業者向けアンケート、消費者向け e コマースに関係する各種事業者に対するヒアリング、消費者向けアンケートによる調査結果を取りまとめたものです。近年の e コマースの急拡大を受け、e コマースには事業者が競争事業者や取引先事業者の行動を把握しやすくなることにより、競争制限的な行為が行われやすくなることが懸念されるという問題意識から、公取委は、メーカーと流通業者との間の取引条件、メーカーや流通業者のウェブサイトでの販売方法、オンラインモールでの取引状況といった消費者向け e コマースに関する取引慣行全般について、実店舗での販売に関する取引慣行とも比較しつつ、メーカー、小売業者及びオンラインモール運営業者のそれぞれの行

## Client Alert

為について、競争促進効果・競争阻害効果の双方の観点から幅広く調査を実施し、併せて、eコマースに係る消費者の消費行動についても調査を実施していました。

報告書は、eコマースの拡大がもたらす競争への影響、メーカー・小売事業者間の行為、オンラインモールの市場における地位、オンラインモール運営事業者の行為のそれぞれについて、競争促進効果・競争阻害効果を評価しています。公取委は、上記に関し、メーカーの小売業者に対する再販売価格維持行為(ないしメーカーを起点とする小売業者間の価格カルテル)や合理的な理由のないオンライン販売の制限行為について、独禁法上の問題を指摘しています。また、上記に関し、出店者・消費者が集中するオンラインモールが市場において優位に立ちやすいことを背景に、そのようなオンラインモールの運営業者が、出店者に対し、利用料・決済方法の変更、出店審査基準、顧客情報の利用条件等の取引条件について予期せぬ不当な不利益を与える行為や、いわゆる最恵待遇条件により競争を阻害する場合について、独禁法上の問題を指摘しています。これらについては、実態調査により公取委が一定の情報を把握し、特に注意を促しているとの見解と解されますので、eコマースに係る企業は、自社が違反していないか、あるいは被害を受けていないか、状況を点検することが推奨されます。

なお、1月23日、公取委は、ウェブサイト上に「デジタル・プラットフォームに関する取引実態や利用状況についての情報提供窓口」を開設し、デジタル・プラットフォームに関する取引慣行等について調査を開始しました。公取委は、上記窓口を通じた情報収集のほか、関係する事業者や事業者団体、有識者等からのヒアリング、アンケート方式による情報収集等も検討している旨を明らかにしています。

パートナー 宇都宮 秀樹  
☎ 03-5223-7784  
✉ [hideki.utsunomiya@mhmjapan.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhmjapan.com)

#### 4. エネルギー・インフラ:再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理(第2次)

2019年1月28日、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の「中間整理(第2次)」「本整理」が公表されました<sup>1</sup>。本整理では、再生可能エネルギーの主力電源化、再生可能エネルギーの大量導入を支える次世代電力ネットワークの構築、及び再生可能エネルギーの産業競争力の観点から、再生可能エネルギー政策に関する近時の検討事項について、進捗状況と今後の方向性(アクションプラン)が、多岐にわたり取りまとめられています。主な事項は以下のとおりです。

##### 再生可能エネルギーの主力電源化

- (i) コストダウンの加速化とFITからの自立化の観点から、入札制の一層の促進、既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応を推進します。また、再生可能

<sup>1</sup> [http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/20190128\\_report.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/20190128_report.html)

## Client Alert

エネルギーの自立に向けた取組みの加速化に向け、需給一体型の再エネ活用モデルに必要な環境整備に関して FIT 法の抜本見直し（2020 年度末まで）も見据えて検討するとともに、非 FIT 電源に係る非化石価値の市場取引を、2019 年度の発電分から市場取引対象とすることを目指して検討を進めます（2019 年 2 月のオークションに併せて実施される FIT 非化石証書トラッキングスキームの実証を含みます。）。

- (ii) **長期安定的な事業運営の確保の観点から、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直し（2018 年度中に検討開始）**、FIT 認定基準に基づく標識・柵堀の設置義務に違反する案件の取締りへの本格着手（速やかに）、太陽光発電設備の廃棄等費用につき外部積立を基本とする具体的な制度設計の検討（法令上の措置が必要な場合には、FIT 法の抜本見直しの中で具体化）等を推進します。

**再生可能エネルギーの大量導入を支える次世代電力ネットワークの構築**

- (i) **系統制約の克服**に向け、日本版コネクト&マネージの実現に向け検討を進めます（想定潮流の合理化：2018 年 4 月 1 日から適用済みです。N-1 電制：先行適用を 2018 年 10 月から実施し、2022 年度中の適用開始を目指します。ノンファーム型接続：フィージビリティスタディ・実証に向けた地点及び電源の選定・ファーム電源の暫定連系に関する仕組みの構築につき 2019 年度中を目途します。）また、出力制御の予見可能性を高めるための情報公開につき、接続・申込ステータスの詳細区分の公開（再エネ電源種ごとの「接続検討申込」・「接続契約申込 + 承諾済」・「接続済」の 3 区分とし、指定電気事業者は、「接続契約申込 + 承諾済」・「接続済」に含まれる指定ルール（無制限・無補償）の対象も明記：2019 年度当初を目途に早期に運用開始）を進めるとともに、需要・送配電に関する情報については、各一般送配電事業者が変電所単位かつ 1 時間単位の実績を公開します（2019 年当初を目途に早期に運用開始）。加えて、個別電源の発電出力実績の開示については、接続検討申込済みの系統連系希望者が、手数料の支払い及び NDA（具体的な条項は「系統情報の公表の考え方」<sup>2</sup>に明記）の締結を条件として、一般送配電事業者に対し、接続検討申込を行ったエリア全体の情報を、年 1 回を上限（運転開始前には 1 回）として開示請求できることとし、一般送配電事業者に対する情報提供に応じない発電事業者については情報公開・開示等の措置を講じます（2019 年度中を目途に運用開始）。ルール整備を補完する仕組みとして、ワンストップポータルサイトを開設します（2019 年早々に開設）。次世代 NW 形成についても本格的に検討に着手するとともに、コスト改革の観点からは、架空送電線・ガス遮断器・地中ケーブルの仕様統一化（2019 年度中）、発電側基本料金の導入（2020 年以降できるだけ早期）等につき、順次検討・実行します。電力関連データの活用を含む配電分野を中心とした新たなビジネスモデル等の実現に向けた論点整理を行います。

2

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/regulations/pdf/h27keito\\_kangaekata.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/h27keito_kangaekata.pdf)

## Client Alert

- (ii) 適切な調整力の確保のために、地域連系線の更なる活用、オンライン制御の拡大、火力発電等の最低出力の引き下げ、出力制御における経済的調整を推進するとともに、再エネ由来のインバランスを小さくする仕組みを構築します。

**再生可能エネルギーの産業競争力**

競争力ある再エネ電源が「大規模化」と「分散化」に大きく二分していく傾向の中、それぞれの支援制度等につき FIT 法の抜本見直しも含め検討します。

再生可能エネルギー発電事業者や取引関係者は、既存の事業やプロジェクトへの影響の有無や、新たなビジネスチャンスの可能性といった観点から、関連する論点につき、今後の議論を注視することが望まれます。

パートナー 小林 卓泰  
☎ 03-5223-7768  
✉ [takahiro.kobayashi@mhmjapan.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhmjapan.com)  
アソシエイト 久保 圭吾  
☎ 03-6266-8975  
✉ [keigo.kubo@mhmjapan.com](mailto:keigo.kubo@mhmjapan.com)

## 5. 労働法：改正入管法施行に向けた最新の動向

前号（第 61 号）では、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（改正入管法）及び政府の基本方針等の内容についてお知らせしましたが、その後も 2019 年 4 月 1 日の施行に向けた動きがいくつか見られますので、その概要をお知らせします。

- (1) 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案に対する意見のパブコメ募集開始<sup>3</sup>

2019 年 1 月 21 日より、標記指針の改正案に対するパブコメ募集が開始されました（2 月 19 日締切）。当該指針は、労働施策総合推進法 8 条において、外国人の雇用等に関し事業主が講ずべき必要な措置について定めたものです。今回の改正は、前号（第 61 号）にてお伝えした、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の公表を受け必要な見直しを行うもので、一部を除き、2019 年 4 月 1 日から施行されます。その内容を見ると、苦情・相談体制の整備や帰国等の援助等の上記対応策を踏まえた記載に加え、年次有給休暇の付与や年次有給休暇管理簿の調整、短時間・有期雇用労働者又は派遣労働者である外国人労働者と通常の労働者との間における不合理な待遇差の禁止等、働き方改革関連法の規定も踏まえたものとなっています。

外国人労働者の雇用を検討している事業主においては、当該改正案の内容を理解する必要があります。

<sup>3</sup> <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180321&Mode=0>

## Client Alert

## (2) 各特定産業分野特有の事情を鑑みた追加的な基準を定める告示に関するパブコメ募集開始

2019年1月28日から30日の間にかけて、特定技能資格の対象となる各特定産業分野を所管する各省庁から、改正入管法に関連する告示案のパブコメ募集が開始されました（締切日は2月27日から28日にかけてとなっています）。当該告示は、前号（第61号）でお知らせした「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（仮称）」に基づき、当該分野特有の事情を鑑み、特定技能所属機関等に対して特に課す条件等を追加的に定めるものとなっています。

例えば、介護分野の場合、特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準として、一号特定技能外国人に従事させる業務が、身体介護等及びこれに付随する支援（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）であることが示され、また、相手方となる受入れ機関が満たすべき基準として、事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこと、「介護分野特定技能協議会（仮称）」の構成員となり、かつ必要な協力を行うこと等が挙げられています。

特定技能外国人の受入れを検討している機関においては、該当する分野の告示案の内容を確認する必要があります。

## (3) 「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」の最新版の公表

改正入管法の施行と直接の関係はありませんが、2019年1月25日、「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（2018年10月末現在）」が公表されました<sup>4</sup>。この資料は、我が国における外国人雇用者数や在留資格別滞在者数をまとめたもので、毎年更新されており、改正入管法の審議を始めとした在留外国人の雇用問題の検討に当たり頻繁に引用されます。

本資料によれば、2018年10月末現在、外国人労働者数は1,460,463人であり、昨年同期の1,278,670人より14.2%増加して過去最高数値を更新しました。このうち、「技能実習」は308,489人（全体の21.1%）と数（昨年同期257,788人）及び割合（同20.2%）いずれも増加しており、全体の中でも高い増加率（前年同期比19.7%増）を示しています。

改正法の議論に当たっては、技能実習生の待遇改善や「特定技能1号」との関連性等について、激しい議論がなされました。今回の統計で技能実習生の数及び割合が一段と増加したことは、今後の特定技能制度の運用にも影響があるものと思われるので、議論の動向に注目する必要があります。

<sup>4</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03337.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html)

## Client Alert

パートナー 荒井 太一  
☎ 03-5220-1853  
✉ [taichi.arai@mhmjapan.com](mailto:taichi.arai@mhmjapan.com)  
アソシエイト 南谷 健太  
☎ 03-6266-8540  
✉ [kenta.minamitani@mhmjapan.com](mailto:kenta.minamitani@mhmjapan.com)

## 6. 会社法：会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案の公表

2019年1月16日に、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（「要綱案」）が公表されました。要綱案では、中間試案において挙げられていた項目を中心に、多くの提案が行われています。主な項目は以下のとおりです。

### 株主総会に関する規律の見直し

- (i) 株主総会資料の電子提供制度を創設し、上場会社に対してその制度の採用を義務付けること
- (ii) 株主提案権について、株主が提案できる議案の数の上限を10に制限し、不適切な内容の株主提案の制限を設けること

### 取締役等に関する規律の見直し

- (i) 取締役の個人別の報酬に関して、一定の監査役会設置会社及び全ての監査等委員会設置会社について取締役会にその内容の決定に関する方針の決定義務を課すこと、株式報酬等に関する株主総会の決議事項を見直すこと、及び、事業報告による取締役の報酬に関する情報開示を充実させること
- (ii) 会社補償（注：会社が、役員等に対する責任追及等に関して役員が要した防御費用や賠償金を当該役員に対して補償（負担）すること）を行う旨の契約に関して、契約締結のための手続きや会社が補償できる費用や賠償金の範囲に関する規定を新設すること
- (iii) 役員等賠償責任保険契約に関して、加入するための手続きや情報開示等に関する規定を新設すること
- (iv) 取締役会決議により社外取締役に一定の業務執行を委託できるものとする
- (v) 監査役設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、有価証券報告書提出会社であるものについて、社外取締役の設置を義務化すること

このうち、株主総会資料の電子提供制度については、電子提供措置開始日を株主総会の日の3週間前の日又は株主総会の招集通知発送日のいずれか早い日とされ（(i)）、また、一定の監査役設置会社に社外取締役の設置を義務付ける提案が決定される（(iv)）一方で、取締役の個人別の報酬等の額の開示義務付けや、個人別の報酬等の額の決定を再一任することを株主総会決議事項とする旨の見直しは見送られる等、中間試案の公表段階では議論が分かれていた点につき、より具体的な提案が行われました。

## Client Alert

また、上記 以外の論点として、社債の管理に関する規律の見直し（社債管理補助者制度の創設、社債権者集会の決議により元利金の減免を可能とすること）や、株式交付制度（他の株式会社の株主から株式を譲り受けて子会社化する際に、自社株式を譲渡対価として交付する制度）の創設等についても提案されているほか、取締役等の欠格条項の削除とそれに伴う規律の整備等、中間試案では挙げられていなかった項目も新たに提案に加えられています。

さらに、要綱案の公表に際しては、a.株主総会資料の電子提供制度に関して、金融商品取引所の規則により、電子提供措置を株主総会の3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要があること、及びb.株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書に関する規律について、インターネットによる登記情報の提供では、代表者住所に関する情報は一律に提供しないこととすること等について、併せて附帯決議が行われました。

今回の要綱案は2月16日開催予定の法制審議会総会において承認された後、会社法改正法案及び関連法案として国会への提出されることとなるため、今後の動向が注目されます。

## &lt; 参考資料 &gt;

法務省：法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第19回会議（平成31年1月16日）開催

<http://web.moj.go.jp/shingi1/shingi04900391.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhmjapan.com](mailto:yusuke.ishii@mhmjapan.com)

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhmjapan.com](mailto:ayana.kagawa@mhmjapan.com)

## 7. 危機管理：内部通報制度認証「自己適合宣言登録制度」の審査基準等の公表

内部通報制度認証の指定登録機関である公益社団法人商事法務研究会のウェブサイトにおいて、「自己適合宣言登録制度」の審査基準<sup>5</sup>（「本審査基準」）が公表されました。

本審査基準は、従前公表されていた内部通報制度に関する認証制度検討会による「内部通報制度に関する認証制度の導入について（報告書）」（「本報告書」）の別添資料「審査基準の概要イメージ（案）」と基本的に同内容ですが、審査項目のうち、25項目の必

<sup>5</sup>[https://wcsmark.secure.force.com/WCMS\\_application\\_method?common.udd.actions.ActionsUtilORIG\\_URI=%2Fapex%2FWCMS\\_application\\_method](https://wcsmark.secure.force.com/WCMS_application_method?common.udd.actions.ActionsUtilORIG_URI=%2Fapex%2FWCMS_application_method)

## Client Alert

須項目のすべて及びそれ以外の 13 項目のうち 6 項目について適合している場合に、審査基準を満たしていると判断されるものとされています。

上記必須項目のほとんどは、消費者庁が公表している「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」においても、「必要である」と定められた重要事項であり、内部通報制度認証においても、特に充実が求められているものと言えます。

また、本審査基準のほかに、自己適合宣言登録申請書（取組内容等）の記載例（「本記載例」）も公表されています。

自己適合宣言の登録は、いわゆる PDCA サイクルのうち、「P」（制度整備）及び「D」（実施）について審査が行われる予定であり、本記載例によれば、「P」（制度整備）については、内部通報規程による定めが念頭に置かれているように見受けられるものの、「各事業者の実情・実態や個々の審査項目の性質等によっては、必ずしも、内部規程への明記には限られない場合もあると考えられ、項目によっては、組織としての継続性・一貫性・安定性等が看取できる何らかの裏付けが確認できれば可とする運用とする。」とされています。また、「D」（実施）については、各事業者において特に個別性のあるものであるため、整備された制度・規程等に則った取組みの内容を具体的に記載する必要がありますと思われる。

近時、不正発覚の端緒として内部通報の重要性が高まっているとともに、内部通報制度に対する信頼性の欠如が早期発見できなかった原因の一つとして指摘されることも多いことから、内部通報制度の信頼性向上は企業にとって重要な課題となっています。内部通報制度認証の自己適合宣言の登録は信頼性向上のための選択肢の一つと考えられます。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ [yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com)

アソシエイト 村田 昇洋

☎ 03-6266-8558

✉ [shoyo.murata@mhmjapan.com](mailto:shoyo.murata@mhmjapan.com)

## 8. 一般民事・債権管理：所有権留保と集合動産譲渡担保が競合した事案で所有権留保が優先するとした最高裁判断

最高裁は、2018年12月7日付で、所有権留保と集合動産譲渡担保が競合した事案にて、所有権留保が集合動産譲渡担保に優先するとの判断を示しました。

本事案においては、金属スクラップの再生・販売を業とする株式会社（「A社」）に対する融資を担保するため、同社工場内で保管する在庫品に対し集合動産譲渡担保を設定していた債権者（「X社」）が、在庫品の売主（「Y社」）とA社との間の所有権留保付売買契約（「本件契約」）に基づき、Y社に所有権が留保されていたA社工場内の在庫品に

## Client Alert

対し、集合動産譲渡担保権を主張できるかが争われました。本判決は、本件契約の条項によれば目的物の引渡しから売買代金の完済まで Y 社に所有権が留保されるとした上で、X 社が集合動産譲渡担保権を主張する在庫品に関し、その売買代金が完済されていないことから、当該在庫品の所有権ははまだ Y 社から A 社に移転しておらず、したがって、X 社の Y 社に対する当該在庫品に対する集合動産譲渡担保権の主張は認められないと判断しました。

本判決は、所有権留保と集合動産譲渡担保との優劣関係について、所有権留保が優先するという従前の通説・実務に沿った判断を行ったものですが、ABL 実務で問題となり得る所有権留保と集合動産譲渡担保の競合関係について最高裁が具体的事実関係に沿って判断したものであり、債権回収の実務において重要な判決であるといえます。

アソシエイト 濱 史子

☎ 03-5220-1802

✉ [fumiko.hama@mhmjapan.com](mailto:fumiko.hama@mhmjapan.com)

アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 03-6213-8164

✉ [shingo.ushirogata@mhmjapan.com](mailto:shingo.ushirogata@mhmjapan.com)

## 9. M&A：株券発行会社において株券の提示なくして相続人による名義書換請求が認められた事例（2018年7月11日付東京高裁判決）

2018年7月11日、東京高裁は、Y<sub>1</sub>社の元株主から相続によりY<sub>1</sub>社の株式を取得したX<sub>1</sub>~X<sub>4</sub>が、Y<sub>1</sub>社並びにY<sub>1</sub>社の他の株主であるY<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>に対し、X<sub>1</sub>~X<sub>4</sub>が保有する株式について名義書換手続きをすることを求めた事案について、かかる名義書換請求を認める旨を判示しました。

当該事案における争点は、Y<sub>1</sub>社の元株主の遺産分割協議及び遺言書の効力、並びに、株券が発行されていない株券発行会社における株券の提示のない名義書換請求の可否でした。東京高裁は、争点 について、当該遺産分割協議及び遺言書が有効であると判断するとともに、争点 について、設立以来株券が発行されておらず、既に株券発行に必要な合理的期間を優に経過していることを理由として、株券を提示しなくても、実質的権利を証明することにより名義書換を請求することができると判断しました。

実務上、株券発行会社において株券が発行されていない場合も少なくなく、当該会社の株主から相続により株式を一般承継する事例も相当程度存在していると考えられるところ、そのような事案において株式の譲受人が会社に対する名義書換請求を行うに当たって、本東京高裁判決は参考になるものと思われます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhmjapan.com](mailto:atsushi.oishi@mhmjapan.com)

アソシエイト 坂尻 健輔

☎ 03-6213-8108

✉ [kensuke.sakajiri@mhmjapan.com](mailto:kensuke.sakajiri@mhmjapan.com)

## Client Alert

## 10. ファイナンス・ディスクロージャー：「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の公表

金融庁は2019年1月22日、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」の報告書「会計監査に関する情報提供の充実について 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として」(「本報告書」)を公表しました。

本報告書は、無限定適正意見とは異なる監査意見等(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明)が表明された場合や監査人が交代した場合において、いずれも投資者の関心が高い事象であるにもかかわらず、投資者に対する説明責任が十分に果たされていない、との指摘を受けて、(1)限定付適正意見、不適正意見又は意見不表明が付された場合には、監査報告書において、意見の根拠を十分かつ適切に記載する、監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用する等して監査報告書以外でも追加的な説明を行う、(2)監査人が交代した場合には、交代理由について、実質的な内容を記載すべきであると提言しています。

本報告書を受けて、東証は、同日、会社情報適時開示ガイドブックを改訂し、公認会計士の異動についての実質的な理由(任期満了時に退任する場合は、再任しない理由等を含みます。)や経緯の適時開示が求められること、限定付適正意見等の場合には、継続企業の前提に関する事項を除外事項とする場合以外でも、重要な虚偽表示の存在を除外事項とする場合等、投資判断に重要な影響を及ぼす意見が表明された場合には、その旨の適時開示が求められることを明確化しています。

昨今、会計監査に関する説明・情報提供の更なる充実が求められており、監査人だけでなく、企業側においても、上記内容も踏まえて、かかる説明・情報提供に積極的に対応する姿勢が求められます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ [katsumasa.suzuki@mhmjapan.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhmjapan.com)

アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ [risa.morita@mhmjapan.com](mailto:risa.morita@mhmjapan.com)

## 11. 税務：日本-シンガポール租税条約に対する BEPS 防止措置実施条約の適用開始

2017年6月7日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(「BEPS防止措置条約」)が、2019年4月1日をもって、日本-シンガポール租税条約(「日星租税条約」)に適用されることとなります( BEPS防止措置条約の概要については、Tax Law Newsletter 2017年7月号(Vol.26)をご参照ください。 )。

## Client Alert

これにより、租税条約の特典を得ることが取引等の主たる目的の一つである場合に条約の特典を否認できるとする、いわゆる「主要目的ルール」が日星租税条約に追加される点に、とりわけ留意が必要となります。日星租税条約の適用が予定される取引においては、これまで以上に、税務当局から取引に関する事業上及び経済上の理由に関する説明が求められる可能性が高くなると考えられます。

BEPS 防止措置条約は、適用条文の選択等に関する通告を OECD 事務総長に対して寄託することにより効力が生じるものとされています。2019 年 1 月 31 日現在、87 の加盟国・地域のうち 19 の加盟国・地域のみがこの寄託をしている状況にありますが、今後、寄託数が増えていくことが予想されるため、その状況を注視する必要があります。なお、米国は BEPS 防止措置条約の加盟国ではありません。

## &lt; 参考資料 &gt;

BEPS 防止措置実施条約に関する資料

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/mli.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm)

我が国とシンガポールとの間の租税条約に対する本条約の適用関係の概要

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/mli\\_si.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli_si.htm)

BEPS 防止措置条約（和文）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/press\\_release/20180927mli\\_a.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20180927mli_a.pdf)

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhmjapan.com](mailto:atsushi.oishi@mhmjapan.com)

アソシエイト 安部 慶彦

☎ 03-6213-8161

✉ [yoshihiko.abe@mhmjapan.com](mailto:yoshihiko.abe@mhmjapan.com)

## 12. 中国・アジア（ミャンマー）：外資サービス業への輸入ライセンスの解禁

ミャンマー商業省（Ministry of Commerce）は、2018 年 12 月 21 日付 Notification 第 57/2018 号（「本 Notification」）において、ミャンマーでサービス業を営む外資会社に対し、オフィス機器や当該業務で提供するサービスに関連する各種物品の輸入に関して、所定の手続きに従って輸入ライセンスを交付することを発表しました。

ミャンマーにおいては、事業に必要な物品の輸入は法令の条件を満たせば許可される旨の規定が存在します（投資法規則 231 条）。しかし、外資会社による輸入の実施は原則として認められず、ミャンマー投資委員会による投資許可（MIC 許可）を取得した場合や、建築資材や肥料、種子、農薬等の特定品目の輸入の場合、商業省より小売又は卸売の実施に関する許可を取得した場合等に限り、例外的に可能とされてきました。サービス業に関しては、その業務の提供に際して必要な物品（スペアパーツ等）に限り、外

## Client Alert

資会社であっても輸入可能とする事例も徐々に始めているところですが、本 Notification は、このような取扱いを商業省の運用として正式に公表し、投資法規則所定の原則に立ち戻るものと評価できます。

本 Notification によれば、外資会社は、現地法人と支店のいずれの形態であっても、商業省において輸出入者登録 (Exporter / Importer Registration) を行った上で、ミャンマー国内で販売しないことや担保を提供すること等を条件に、オフィス機器及びサービスの提供に関して必要な物品の輸入を行うことが可能であるとされています。

商業省による外資規制は、2015 年以降、漸進的に緩和が進められてきました。2018 年 5 月には、長らく運用により禁じられてきた外資会社による小売・卸売業の実施も、一定の要件の下で開放されています。これらの措置によりミャンマーにおける外資に対する輸入制限は (少なくとも法令上は) 大幅に撤廃されたといえ、外資の事業環境改善に対するミャンマー政府の強い決意が感じられます。

パートナー 武川 丈士  
☎ +65-6593-9752 (シンガポール)  
☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)  
✉ [takeshi.mukawa@mhmjapan.com](mailto:takeshi.mukawa@mhmjapan.com)

パートナー 眞鍋 佳奈  
☎ +65-6593-9762 (シンガポール)  
☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)  
✉ [kana.manabe@mhmjapan.com](mailto:kana.manabe@mhmjapan.com)

アソシエイト 井上 淳  
☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)  
✉ [atsushi.inoue@mhmjapan.com](mailto:atsushi.inoue@mhmjapan.com)

### 13. 新興国 (中東): UAE における外国直接投資法の施行

近年、外資規制の緩和方針のもと、様々な外資誘致政策を打ち出してきた UAE において、2018 年 9 月、外国からの直接投資 (FDI) の増加を企図した新法令 (Decree Law No. 19 of 2018) が公布され、同年 10 月に施行されました (「FDI 法」)。これは、2018 年 4 月号の本 Client Alert においてご紹介した UAE の商事会社法の改正による規制緩和に関連して制定されたものであり、外資が UAE のオンショア (各種の特例措置等が認められている Free Zone 外の UAE 国内を意味します。) で設立した企業について、その持分所有に関する規制緩和の枠組み等を示すものです。

従来、UAE のオンショアでは、外資による 49% 超の持分所有は原則として禁止されていたことから、持分の過半数は UAE 国民等に所有される必要があり、このことが日本企業による UAE のオンショアへの進出の 1 つのハードルとなっていました。今回の FDI 法の施行に伴い、オンショアに設立される企業についても、関連当局が指定する一定の事業分野については、関連当局からライセンスを受けることにより、外資の過半数以上の持分所有が認められ、一定の範囲で現地企業と同様の扱いを受けられることとなります。当該 FDI 法の適用により外資規制が緩和されれば、今後は、外資 100% や過半

## Client Alert

数の出資を希望する日本企業にとっては、従来行われていた Free Zone（従来より外資 100%出資が可能）内への進出に加え、オンショアへの進出も有力な選択肢となる可能性があり、日本企業の進出も促進されることが期待されます。

なお、規制緩和等の利益を受けることができる事業分野の具体的な範囲や外資による所有が認められる持分割合等については、今後の UAE 内閣の決定を待つ必要があり、その具体的内容や運用、日本企業に与え得るインパクト等については、未だ不確定な要素が残ります。そのため、UAE のオンショアへの進出を検討する日本企業は、今後もその動向を十分に注視していく必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ [hideaki.umetsu@mhmjapan.com](mailto:hideaki.umetsu@mhmjapan.com)

アソシエイト 寺井 勝哉

☎ 03-6213-8160

✉ [katsuya.terai@mhmjapan.com](mailto:katsuya.terai@mhmjapan.com)

アソシエイト 富永 裕貴

☎ 03-5220-1897

✉ [f.yuki.tominaga@mhmjapan.com](mailto:f.yuki.tominaga@mhmjapan.com)

#### 14. 国際訴訟・仲裁：米国証券法等の域外適用に関する合衆国控訴裁判所の判断

2019年1月24日、米国第10巡回区控訴裁判所は、SEC v. Scoville 事件において、米国外の購入者に対して販売された証券に関し、米国証券取引委員会（「SEC」）が米国証券法 17 条及び取引所法の詐欺防止条項に基づくエンフォースメントをすることができる旨の判断をしました。

Scoville 事件では、SEC が、米国証券法 17 条及び取引所法の詐欺防止条項に基づき、投資詐欺的な商品を販売していたとされる被告の資産を凍結する等の裁判所の命令を取得したのに対し、被告が控訴をしていました。商品の 9 割が米国外の購入者へ販売されていたことから、米国証券法等の域外適用が論点とされていました。

2010 年の Morrison 事件の連邦最高裁の判断では、米国証券法に基づく請求は当該証券が米国の取引所に上場されているか、その証券が米国内で取引されたことが要件とされていました。これに対し、Scoville 事件の裁判所は、Morrison 事件の連邦最高裁の判断の直後に成立した Dodd-Frank 法（The Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）により、Morrison 事件の最高裁判断は一部効力を失い、米国証券法 17 条及び取引所法の詐欺防止条項の適用の可否は、「違反を助長する重要な行為が米国内で行われているか、又は、米国外での行為が米国内に予見可能な重要な結果をもたらすか。」（行為・効果基準）によるとの判断をしたものです。

## Client Alert

米国の証券関係の民事訴訟で根拠とされる米国証券法 10 条 b 項については、引き続き Morrison 事件の基準が有効であること、また、控訴裁判所の 1 つの判断であり、他の裁判所が追随するかは不明であることには留意が必要ですが、米国内の投資家に損害が生じる可能性のある活動を行う国際企業にとっても影響のあり得る判断ですので、今後も米国の裁判所の動向に注視が必要です。

パートナー 横田 真一郎  
☎ 03-6212-8365  
✉ [shinichiro.yokota@mhmjapan.com](mailto:shinichiro.yokota@mhmjapan.com)

## セミナー情報

[www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html](http://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html)

- セミナー 『新任担当者のための株主総会運営の基礎と実践【全 3 回連続講座】  
～ 根拠法令・判例・実務慣行を踏まえた総会実務の基本構造を学ぶ  
～ 【第 講】株主総会当日の運営と終了後の事務にかかわる基本  
概念』  
開催日時 2019 年 2 月 8 日（金）13:30～16:30  
講師 奥山 健志  
主催 株式会社商事法務
- セミナー 『本年株主総会に向けての運営上の諸課題の検討』  
開催日時 2019 年 2 月 8 日（金）12:00～14:00  
講師 菊地 伸  
主催 一般財団法人産業経理協会
- セミナー 『流動化・証券化取引における担保付社債の活用』  
開催日時 2019 年 2 月 13 日（水）14:00～16:00  
講師 村上 祐亮  
主催 一般社団法人 流動化・証券化協議会
- セミナー 『FD ルールを踏まえた情報管理規程の改訂等の実務対応』  
開催日時 2019 年 2 月 14 日（木）10:00～12:30  
講師 根本 敏光  
主催 株式会社プロネクサス

## Client Alert

- セミナー 『株主総会の準備と運営 ～各社を取り巻く環境の変化への実務対応～』

開催日時 2019年2月14日(木) 13:00～16:00(東京)  
2019年2月27日(水) 13:00～16:00(福岡)

講師 菊地 伸

主催 株式会社商事法務
  
- セミナー 『発電事業のプロジェクトファイナンス～最新実務を踏まえたリスク分析と契約実務上の勘所～』

開催日時 2019年2月26日(火) 13:30～16:00

講師 末廣 裕亮

主催 JPI(日本計画研究所)

### 文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『Q&A タックスヘイブン対策税制の実務と対応』(2019年1月刊)

出版社 株式会社税務経理協会

著者 大石 篤史、酒井 真、栗原 宏幸、高橋 悠、飯島 隆博、山川 佳子、坂東 慶一、安部 慶彦、前山 侑介、渡邊 峻、山田 彰宏、間所 光洋、丸山 木綿子、村上 博隆(共著)
  
- 論文 「TOPIX500 構成銘柄企業にみる監査等委員会設置会社の指名・報酬の規律 - 指名・報酬に関する意見陳述権の行使状況を中心に - 」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2186

著者 太子堂 厚子、吉田 瑞穂
  
- 論文 「新春座談会 Wコードとコーポレートガバナンスの展開〔上〕」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2187

著者 澤口 実
  
- 論文 「コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析 平成30年版」

掲載誌 別冊商事法務 No.438

著者 澤口 実、太子堂 厚子、内田 修平、飯島 隆博、白岩 直樹、立入 寛之、香川 絢奈、片山 和紀、齋藤 悠輝、富永 裕貴

## Client Alert

- 論文 「海外注目事例からみえてくる競争法実務の着眼点 第15回  
欧州：公の場における価格等の情報の発信がその後の競争事業者の  
反応と相まって競争法上問題となるいわゆるプライスシグナリン  
グ行為について確約決定に至った事例 Case AT.39850 Container  
Shipping」  
掲載誌 NBL No.1138  
著者 高宮 雄介
- 論文 「東京大学未来社会協創推進本部・政策ビジョン研究センターシン  
ポジウム 「データ利活用のための政策と戦略」(上)」  
掲載誌 NBL No.1138  
著者 岡田 淳
- 論文 「品質・データ偽装の真因～共通する背景事情・原因分析から見る  
平時からの予防策～」  
掲載誌 月刊監査役 No.690  
著者 山内 洋嗣
- 論文 「CG コードの下での後継者計画への対応の動向」  
掲載誌 月刊監査役 No.690  
著者 太子堂 厚子
- 論文 「近時の役員選任議案に係る機関投資家の議決権行使状況とその分析」  
掲載誌 月刊監査役 No.690  
著者 澤口 実、白岩 直樹、立入 寛之
- 論文 「コンプラ・リスク管理への対応 対象が拡大し、質的にも変化した  
コンプライアンス・リスク管理」  
掲載誌 週刊金融財政事情 3290号  
著者 江平 享
- 論文 「役員の実任追及に関する最近の裁判例」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.2  
著者 松井 秀樹
- 論文 「電力システム改革・パリ協定持続可能性のさらなる追求へ」  
掲載誌 会社法務 A2Z No.140  
著者 市村 拓斗、木山 二郎

## Client Alert

- 論文 「スポーツビジネスに関する契約上の留意点～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えて」  
掲載誌 会社法務 A2Z No.140  
著者 小田 大輔、兼松 勇樹
- 論文 「米 FDA 認証を受けた AI 自動診断ソフトウェアは日本ではどのような取り扱いになるのか」  
掲載誌 日経 Robotics 2019 年 1 月号  
著者 東 陽介
- 論文 「【座談会】ODR ( Online Dispute Resolution ) の導入に向けて」  
掲載誌 Law & Technology 82 号  
著者 羽深 宏樹
- 論文 「平成 31 年度税制改正大綱で明らかとなった「 過大支払利子税制」の改正内容と実務への影響」  
掲載誌 週刊 T&A master No.770  
著者 栗原 宏幸
- 論文 「改正民法のはなし ( その 10 ) 役務提供型契約」  
掲載誌 民事法務 No.385  
著者 内田 貴
- 論文 「相次ぐ品質・データ偽装問題から学ぶ平時からの予防策」  
掲載誌 日本カタリストウェブサイト  
著者 山内 洋嗣、塚田 智宏
- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第 191 回 クルーガーグループ ( みなし残業代の有効性ほか ) 事件」  
掲載誌 WEB 労政時報  
著者 奥田 亮輔
- 論文 「The Overview of the Interaction between Japanese Anti-Monopoly Act and Intellectual Property」  
掲載誌 PATENTS & LICENSING Vol.48 No.4 ( Issue No.278 )  
著者 高宮 雄介

## Client Alert

- 論文 「The Legal 500: Private Equity Country Comparative Guide  
- Japan Chapter」  
掲載誌 The In-House Lawyer  
著者 東 陽介、鈴木 信彦、杉山 晴香（共著）
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Private Client 2019  
- Japan Chapter」  
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Private Client 2019  
8th Edition  
著者 大石 篤史、酒井 真

### NEWS

<http://www.mhmi-japan.com/ja/news/all/all/list.html>

- トムソン・ロイターの M&A リーガル・アドバイザーのランキングにて 1 位を獲得しました  
トムソン・ロイターの M&A リーガル・アドバイザーのランキングが発表になり、当事務所は 2018 年の日本企業関連の公表案件及び完了案件の件数順のランキングにおいて 1 位を獲得いたしました。
- マージャーマーケット 2018 年 M&A リーガル・アドバイザー リーグテーブルにて 1 位を獲得しました  
マージャーマーケットによる 2018 年リーガル・アドバイザーのグローバル M&A リーグテーブルが発表になり、日本のランキングにおいては、当事務所は件数順のランキングにおいて 1 位を獲得いたしました。
- ブルームバーグの 2018 年日本 M&A リーグテーブルにて 1 位を獲得しました  
ブルームバーグの 2018 年 M&A リーグテーブルにおいて、当事務所は金額順及び件数順のランキングで 1 位を獲得いたしました。
- ディールロジックの 2018 年日本 M&A リーグテーブルにて 1 位を獲得しました  
ディールロジックの 2018 年日本 M&A リーグテーブルにおいて、当事務所は金額順のランキングで 1 位を獲得いたしました。
- Global Competition Review 誌による、GCR100 - 19th Edition にて選ばれました  
Global Competition Review 誌による、GCR100 - 19th Edition において、日本を代表する法律事務所（Elite）として、当事務所が選ばれました。

## Client Alert

➤ The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて、当事務所は日本における下記の分野で上位グループにランキングされ、16名の弁護士が各分野で Leading lawyers に選ばれました。当事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野で高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ランキングされております。

詳細は Legal 500 のウェブサイトに掲載されております。

### 分野

#### JAPAN

##### Tier 1

- Antitrust and competition law
- Banking and finance
- Capital markets
- Corporate and M&A
- Dispute resolution
- Investment funds
- Labour and employment
- Projects and energy
- Restructuring and insolvency

##### Tier 2

- Intellectual property
- Real estate and construction
- Risk management and investigations
- Tax

#### MYANMAR

##### Tier 2

- Corporate and M&A
- Projects

#### THAILAND (Chandler MHM Limited)

##### Tier 1

- Projects and Energy

## Client Alert

### Tier 2

- Banking and Finance
- Corporate and M&A

### Tier 3

- Real estate and construction

### **弁護士**

#### Leading lawyers – JAPAN

- Antitrust and competition law: 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹
- Banking and finance: 小林 卓泰
- Capital markets: 鈴木 克昌
- Corporate and M&A: 桑原 聡子、石綿 学
- Dispute resolution: 関戸 麦
- Intellectual property: 小野寺 良文、岡田 淳
- Investment funds: 三浦 健、竹野 康造
- Labour and employment: 高谷 知佐子
- Projects and energy: 小林 卓泰
- Real estate and construction: 小澤 絵里子
- Restructuring and insolvency: 藤原 総一郎
- Risk management and investigations: 藤津 康彦
- Tax: 大石 篤史

#### Leading lawyers – THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking and finance: ジェッサダー・サワッディボン
- Corporate and M&A (including Capital Markets): ラッタナ・プーンソム  
バットラート
- Projects & Energy: ジェッサダー・サワッディボン、ラッタナ・プーンソム  
バットラート

#### Next generation lawyers – JAPAN

- Banking and finance: 末廣 裕亮
- Capital markets: 田井中 克之
- Labour and employment: 安倍 嘉一
- Projects and energy: 末廣 裕亮、村上 祐亮
- Tax: 小山 浩

## Client Alert

### Next generation lawyer – MYANMAR

- Corporate and M&A: 井上 淳

### Next generation lawyer – THAILAND

- Projects and energy: ノッパモン・テーウイト・インタリップ

- **Asialaw Profiles - Data Intelligence Report: Japan** にて高い評価を得ました  
Asialaw Profiles が実施した日本の法律事務所及び弁護士のサービスに関する調査において、当事務所は以下のカテゴリーで高い評価を受けました。

#### Best firm by individual attribute

- Industry sector knowledge
- Client relationship management
- Risk management

#### Best overall firms by aggregate score

- **伊藤 康太 弁護士が入所しました**
- **新人弁護士（34名）が入所しました**

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com